

- TOP I X
- 8月 税務カレンダー
- 中小企業の設備投資支援税制措置
- 相続税のお話 其の②

発行：税理士法人永田会計
主要税務チーム

熊本市中央区坪井6丁目23番3号

TEL 096-345-6211/FAX 096-345-5371

Mail : nagata.s-kumakei@kxa.biglobe.ne.jp

HP : http://www.taxnagata.com



TOP I X

夏のあいさつと言えば、「いや～暑いですね」という感じだと思いますが、最近は軽く言えるレベルを超えてきている気がします。

気温が体温より高くなっているため、要注意。特に小さい子などは地面に近いですからなおさらですよね。

日本の涼の知恵、風鈴や打ち水、すだれ等を利用して気持ちを涼しくできれば、心が静まるかもしれません。

台風で鳴り止まない風鈴！時間外の打ち水！倒れているすだれ！

ああ～もうっ！！

おあとがよろしいようで…



税務カレンダー

8月 葉月

10日

源泉税納付期限

31日

6月決算法人の確定申告期限

12月決算法人の中間申告

消費税・地方消費税の中間申告

個人事業者 消費税・地方消

費税の中間申告

夏季休業期間のご案内

8月13日～15日

中小企業の設備投資支援税制措置

今月は、中小企業の幅広い設備投資を後押しする税制をご紹介します。

対象設備や指定業種などの要件があります。どの税制を適用できるかは、ご相談ください。制度の概要は以下の通りです。（中小企業庁パンフレット参照）

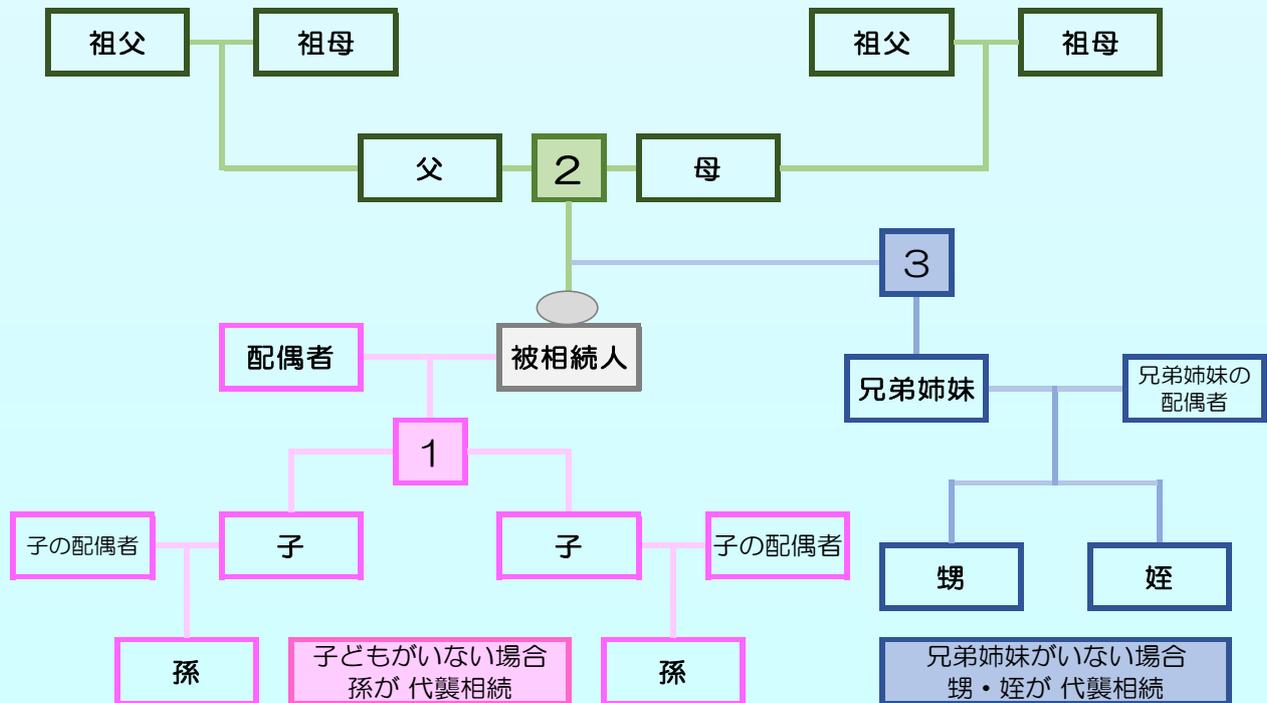
| 支援措置 対象 | 国税（法人税・所得税） | | | | 地方税 |
|--------------------------|-------------|------|---|------|---------------------------|
| | 中小企業経営強化税制 | | ・中小企業投資促進税制 ・商業・サービス業・ 農林水産業活性化税制 | | 固定資産税 の特例 |
| | 特別償却 | 税額控除 | 特別償却 | 税額控除 | |
| 個人事業主 資本金3,000万円以下の法人 | | 10% | | 7% | 3年間の課税 標準額を 2分の1に軽減 |
| 資本金3,000万円超～ 1億円以下の法人 | 即時償却 | 7% | 30% | 適用なし | |

太枠部分の適用を受けるには経営力向上計画認定を受ける必要があります。

相続税のお話し 其の②

相続人には順位がある!?

法定相続人とは、遺産を受け取れる権利がある人のことです。
その範囲や順位は、民法で定められています。



被相続人の配偶者は 常に法定相続人となる
第1順位の法定相続人は 子ども
第2順位の法定相続人は 親
第3順位の法定相続人は 兄弟姉妹
代襲相続とは 相続人が被相続人よりも先に死亡していた場合に、
相続人の子どもが遺産相続をすることです。

遺言書で、法定相続人以外の人へ指定があると、
法定相続人でなくても相続人の権利が与えられることになります。
(これを遺贈といいます)
遺言書がない場合は、法定相続人が遺産を相続することになります。

[編集後記]

この編集後記がなくなるかもしれません…。えっ？別にいいって？
HAHAHAこいつめ～…、すいません。ちょっと現実逃避いたしました。
というよりニュースレターの構成を変えていこうということです。なにごと「挑戦」でございます。というわけで大変短い間ではございましたが、妙な戯言にお付き合いいただきましてありがとうございました。ニュースレター自体はこれからも続いていくので、今後のご愛顧をよろしくお願いいたします。